慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	日本経済史料（室町時代記録の部）
Sub Title	
Author	松本, 彦次郎
Publisher	三田学会
Publication year	1913
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.7, No.1 (1913. 1) ,p.165- 182
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19130122-0165

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

其紹介は之を他日に讓ることゝしたり。右報告の編纂者たる商務院官吏サー、エッチ、レウエリン、スミスが序論に於て各國殊に歐洲諸國の法制を概括したる一節を引抄して、以て結論に充つ可し。曰く

本報告に紹介せる諸外國の內、立法を以て公益事業の從事者をして特に同盟罷業を行はしめざるもの九箇國あり。是等九箇國の規定は其範圍の廣狹、程度の寬嚴に於て互に異なるものありと雖も公益事業に從事する勞働者は、同盟罷業を行ふ權利に關して、一般の勞働者と地歩に相違するものあるの一事を以て、共通の點とし、公益事業の勞働者に對しては或は此權利を褫奪し、或は之を制限す。卽ち九箇國中、露西亞、羅馬尼、和蘭、白耳義、伊太利は絕對に此權利を褫奪し、殊に露西亞、羅馬尼は全體の公益業事に對して此規定を及ぼし、白耳義は鐵道郵便、電信、電話事業に限り、伊太利は官私鐵道に限り、和蘭は幹線鐵道に限るの區別あり。又西班牙、葡萄牙、土耳古の三國は總ての公益事業に適用せらるる可き法律を制定し或る條件の具備するに非ざれば、豫め謀れる業務の休止を以て違法とす而して西班牙に於ては、同盟罷業又は同盟解雇の行はるゝ日より、事業の性質に依り、八日乃至五日以前に、其原因幷に事實を官憲に屆出づるを以て、其條件とし、葡萄牙は屆出の期限を八日乃至十二日とし、官吏、公吏、官廳より給料を受くる者が同盟罷業を爲すときは職を免ぜらるゝの規定を設けたり。

日本經濟史料（室町時代記錄の部）

松本彥次郎

日本經濟史料はさきに內田博士によつて國民經濟雜誌々上に廣く上代より近世に至る迄紹介せられたるものありと雖も博士は比較的纒りたる史料と經濟史について研究されたる著書と論文とを主とし。史料についても直接に經濟史に關係ある根本史料を該博なる博士の解說を以て連載し我學界を益したるも甚多し。之れに對して蛇足を加ふるの必要を見ず。余は異なる方面より史料を紹介せんとするものなり。我國の學界は分科の弊に陷りて餘りに專門に傾きたる慊なきにあらず。專門家の經濟史商業史などに引用せる資料を見るに概ね著書の名稱より推して如何にも經濟史實を記してあるらしく見ゆるものに力を注ぐ傾きあり。唯古代の如く比較的材料の少なき部分に對してのみは割合に關係なき如く見ゆる諸書までも參考せり。明治唯一の國史家栗田博士の研究は不思議にも經濟史家を益する事多く爲に鎌倉時代以前に對しては比較的詳細なりと雖も室町時代以後になれば之を古代と比する時は其史料の如きは十分の一も引用せられず。徒らに經濟史家の空想を以て之を論ずるもの多し。殊に西洋經濟史に詳はしき學者は日本と外國と殆同一の事情の下に同一に開展せるものと盲信する如く思はるゝ節なきにあらず元より經濟史實の轉成開展は內的に當然に東西一致すべき事疑なしと雖も開展の順序を餘りに機械的に我國にあてはめんとし思はず著者の想像を以て一二の例を以て之を早斷する事あり。例令ば我國に於て通貨は一般に用ゐらる時代を推量するも頗る困難なる問題なり。鎌倉時代初期に於て商品貨幣秤量貨幣通貨並び行はれし時

期より其末期に漸く通貨が一般に用ゐらるゝに至ると推量し得らるゝも比較的正確に之れを判斷せんには賣買の文書を集め之を統計的に論せざるべからず。中世以後に對しては我經濟史家は之の點に對して餘りに樂觀的なり、これ根本史料に依るの時間なきと其史料を見るの便宜に乏しき故なり。國民經濟雜誌々上の佐野博士の取引所論の如き精細なる點に於て大に尊重すべきものあれども斷面的に地方地方相互の關係と其時代の一般については將來博士より聞くべき所多しと信ず。余が室町時代を選びたるは比較的此時代の史料の發表せらるゝもの少きが故なり。室町時代など政治中心點を標準としてたてたる年代區別の如き舊式の外的分け方にして經濟史には何等の意義あるものにあらず。余は唯足利勃興時代より沒落に至るまでと單に編年體に記するものにして內的年代の區別にあらず。所謂安土桃山時代までも及べるものあるは時代分けに重きをおかず。唯年代の順次を示すまでなり。

史料紹介の意味の多少他と異なる點は比較的活翰なる一般史實を記載したる記錄中より經濟史に直接緣ある部分のみを叙述せんと試みたり何となれば我國現代の事情は經濟史家をして直接經濟に關係なき記錄中より經濟事項のみを拔萃するに多大の勞と犧牲とを拂つて其得る所僅少なる沙金を拾ふが如き感あるを以てなり。余は一般歷史の立場より可成根本史料を廣く讀む際に藝術宗敎政治經濟に關して拔萃しあるもの丶中より紹介せんとするものなり。隨つて數多く廣く諸書を紹介するよりも多少精讀したる諸書を比較的詳細に紹介せんとするものなり。軍談小說など經濟に緣遠きものまでもあげたるは之が爲めなり。數に於て多きを欲さざりし所以なり。其順の如きも性質上之を嚴格に排列する要を見ず。たゞ重要なる部分はなるべく原文そ

まゝに之を引用し、多少の解說にとゞめ之が應用の如きは經濟史家に待つのみ。

康富記

公卿の日記にして其記事も正確なり。應永八年（西曆千四百〇一年）より寶德三年に至る五十年の記錄なり。記者は公卿なるが故に其見聞の如きも案外に狹きにあらずやとの感あれども其實は然らず。鎌倉時代以來經濟上にも武家の壓迫を蒙りたる結果所謂公卿心理も一變して彼等と雖も實際生活を無視する能はざるに至れり。隨て彼等の日記に經濟に關する記事の多くあるも怪しむに足らず。日記體の二千頁以上の大冊なれば極めて簡單に要所の幾分を示さん。

應永八年五月義滿が明國に贈りし手紙あり。其方物を試みに示せば

金千兩。馬十匹。鎧一領。筒九一兩。劔十腰。刀一柄。扇百本。薄樣千帖。屏風三双。硯箱一合。文臺一箇

之を當時（多少遲れたれど。大乘院日記目錄の部參照）の輸出品に對し硫黃銅などの原料品を除き劔扇漆器など我工藝品を見るべし。

嘉吉三年五月二日の條諸藥賣買に關する記事あり。日用品については座商など幕府の許可を得てなしたる如きも藥種に關しては施藥寮は之を計る特權を此頃まで維持せしは一の例外と云ふべきか。此事についての法令は三年四月廿九日附として載せてあり。此事に關して盡力せし著者の自宅に藥種商が禮に來りたりと記せり。

寶德元年八月廿五日の條に

近日琉球國商人京着、令進上藥種幷料足一千貫文云々

寶德三年八月十三日（千四百五十一年）

或語云琉球島船商人去月末着兵庫津之處。守護細川京兆早遣人彼商物選取。未渡料足之間先々年々料足未進物及四五千貫無返辨。又賣物抑留爲島山難堪之由申之間。自公方被下遣

奉行三人（布施下野守飯尾與三衛門同六郎）被糺明之處。彼押取之物自京兆未被返。依之奉行未上洛云々。京兆者前管領也。希代之所行哉如何云々。

これ守護勢力範圍の擴張にして入港稅などは朝廷或は幕府の特許を得し寺院の收入なりし時代なり。細川氏は守護たる故を以て琉球船のもたらしたる貨物を撰出したる我儘のふるまひを著者の憤りたるものにして入港稅の如きも守護の不正の干涉によりて年々不足を告ぐと不平を述べたるが如し。諸大名と關稅の關係漸く親密になり。大名の漸く獨立せんとする過渡期をよく表はせるものなり。猶九月二日の條に

後聞是日春日社御神木有御動坐干移殿云々。是南都領攝州河關以て訴訟事依御裁許遲々可有入洛之由兼日所聞也。

これ前述の兵庫河關港稅等は春日社の收入たりしを細川氏は之を横領せるを以て春日社僧兵の御輿を振りしものなるべく。二條寺主家記寛正四年十二月廿二日の條にも兵庫關所に入港稅に關し船舶逃亡の不平を訴へて御輿を振りしと同じく社寺など此等關稅の減少を憂へての運動り。。細川氏横領事件は南都社寺との交涉となり武家より朝庭に奏聞して綸旨を下す事となり。武家より兵庫河關は永代春日社領なりとの御敎書を幕府より下して漸く一旦落着をせる如し。

當時運上則ち他國を荷物通過の場合に其國に於て之を押取などし諸大名其國によりて其收入を增すを計り。河內の守護と奈良の寺院との間に他國荷物の其領通過の場合に互に妨害を與へ。河內守護と南都の寺社との衝突となり。互に其荷物の押領を始めて爭ふなどの奇觀すら生せり（九月二日の條參照）

本誌前號に室町時代經濟史實の一端に述べし京都市中の酒屋に關する記事の全文をあぐ。

文安元年四月十三日

由來西京住人、與洛陽酒屋就酒麴商買事近年連々及新陳。自去年春住民等作酒麴之間。東京酒屋土藏及訴訟。剩令引級山門等訴訟之由有其聞。作麴事又可被付東京歟之由有風聞。依之西京住人號千日籠令閉籠北野社中。然間自管領（畠山左衛門督禪門）今朝欲召捕。被閉籠人之間西京餘黨亂入西僧坊。付火燒神社中仍及合戰侍所佐々木京極手多被疵。又矢庭討死。西京住民自燒之間西京悉燒亡成荒野云々

商人は其酒造特許を犯れたりとて叡山の僧兵の力をかりて腕力に訴へたる商人間の戰爭は頗る興味を起すものにあらずや

德政に關しては（大乘院日記目錄參照）

享德二年十二月十八日

後聞德政大法壁書內去月廿九日條目三ヶ條被改之。今日壁書被押之云々。

同三年十月廿二日

今日聞、今月十四日云々奈良邊土一揆令峰起稱德政亂入處之間。押寄元興寺近邊放欲燒拂小家之處折節惡風起縫火吹付元興寺金堂燒失了下略。

其他明と貿易或は當時貸付金の利子の割合。又は京都市內敷地の貸賃などの記事其他宿屋に關しても魚屋など便宜に旅客を宿せしものが漸く後世の旅籠屋となるべき過渡期と見らるゝ記事の如き甚多くして吾人の注目を引き起すもの少なからず。

大乘院日記目錄

日記類を拔萃し年代順に列記せるものにして中には多少他の諸書をも參考し記入せるあとなきにあらず。延久四年則平安朝末期より筆を起せども此書の眞の價値は著者尋尊の興福寺の別當となれる康正二年（千四百五十六年）以後の記事は一等史料に準ずべきものにして經濟に關係ある記事も少なからず。室町時代の外國貿易に關し正確なる我輸出品の數量を記せるなど東

洋流の粗雜なる支那流の惡影響をうけたる我史家の往々見過す所なれども經濟史專攻の士は最も必要の事なり

享德二年癸酉(千四百五十三年)三月晦日渡唐船十艘出日本、長谷寺天龍寺等申請云々、同十月一艘也、合九艇也。

十二月廿七日

一唐船十艘に積色々、西忍入道註分、後日記之。

油黃(硫黃のこと)三十九萬七千五百斤加進物一萬疋、(此內二萬三千斤則申請帝王給之了)

銅十五萬四千五百斤、鑛黃十萬六千斤

太刀九千五百振加進物長刀五十一振りヤリ五十一

扇千二百五十本　蒔繪物大小六百卅四色

一號船四萬三千八百斤カネ三萬四千二百斤、

二號船七萬七百斤カネ四千二百斤

三號船二萬七千百斤カネ一萬四千四百斤

四號船三萬四千四百斤カネ二萬千二百斤

五號船大內申請不渡之

六號船九萬二百斤カネ一萬五千四百斤

七號船五萬三千二百斤カネ一萬八千四百斤

八號船四萬四千二百斤カネ三萬二千斤

九號船二萬三千百斤カネ

十號船一萬一千斤カネ一萬三千斤

此時代の外國貿易船は天龍船とて天龍寺のみの特權の如く解せらるゝは天龍寺は代表者と云ふ意にして長谷寺多武峰(談山神社此時代の建立されたる十三重の塔今日猶嚴然と殘れり)等も關係せる事明なり。殊に大內氏は大名としては幕府より支那貿易の特權をうけ第五號船の如き其輸出の數量を示さゞるなど社寺の得たる特權と其間に多少の懸隔ある如し

更に此書の特色は當時有名なる德政一揆或は土一揆に關しての記事も少なからず、此一揆も戰爭記などの如く武士と百姓の戰爭など呑氣な

見方をせず仔細に之を觀察する時は重大なる意味を有するものなり。我從來の歷史は廷臣と僧侶と大名の歷史にして一般國民の歷史に對しては史家之を輕視する惡弊は今に之をやめず。經濟學者すら之れに釣り込まるゝものなきにあらず。土一揆は一種の社會運動なり。此種の以後の運動は江戶幕府の壓制によりて其萠芽すらもぎとられたる結果いつしか我國民の頭腦に浮ばざるに至れり。德政なる惡政治に對する研究の發表はなきにあらずと雖も之を施政上よりのみ論じて百姓傍より則ち國民の生活を度外視して論ずる傾あり。一揆の中には無智なる暴民の連中もありて社會秩序の上より之を許すべからざるものあるは勿論なり。試みに國書刊行會のものより之を拔萃すれば

正長元年(千四百二十八年)

九月□日　一天下土民蜂起、號德政合、破却酒屋土倉寺院等、雜物恣取之、借錢悉破之、官領成敗之、凡亡國之基不可過之、日本開白以來、土民蜂起是初也。

享德三年

九月□日　土民近日蜂起、在々所々放火、珍事旨

康正二年

六月五日　就御用錢事、上使宇治大路下津屋下向、六方蜂起追上之畢

七月六日　六方喧嘩出來、國中衆少々上洛御用錢事依賴也

德政は幕府の債務を無效とする無法の令なれども此令は却て下層民の喜ぶ所となり。德政一揆と稱して下層民の橫暴が幕府の令に挑發せられて中流社會の國民は最も苦しみたる特種の現象にして經濟史家の一考を煩はしたき大問題なり。其他享德三年十月十三日明より歸航したる我船舶が宣德錢なる正貨を輸入せるなどの記事もあり。寬正七年八月四日則應仁大亂の前年の

記事に

畠山政長、山名、細川、斯波、京極六角、以下大名、分國軍勢召上、京中珍事、

とあり。大名の一國支配關係は經濟史上最も重要の點にして莊園なる散在せる土地所有關係は鎌倉時代の守護設置より漸々變遷し來りいつしかまとまりたる一國或は數國を支配する眞の意味の大名を生じ。爲めに地方の發達を促したるなど從來の研究が封建とか知行などの概念の下にでまかしあるに對して大なる暗示を與ふるものなり。

續南行雜錄

奈良春日若宮社司の家につきて採集せる記錄にして日記を拔萃抄略せるを集めたるものなり戰爭のみを主としたるは甚遺憾なり。年代は室町末期のもの多し斷片ながら散見せる二三を掲げん

二條寺主家記拔萃の中

寛正四年十二月廿二日、神訴之事御動座、兵庫關所落船事也。

五年四月十三日、御歸座。寺訴五箇條屬無爲、一乘院領宇智郡歸渡、阿州佛地院領山田庄、田那部庄越前大乘院領藤澤鄕、落船停止、合五箇條。

兵庫落船停止とは關稅を避けんが爲めの船の逃亡したる指したるに似たり。渡河稅入港稅關所稅など寺院の收入となれる當時の事なれば此等の史料として研究に値す。

天文元年六月十五日、河州土一揆蜂起。

七月十日曉、奈良一揆蜂起、中略一揆一越智高取城爲攻、七月卅日被懸了、八日ニ寄衆崩了、奈良衆皆皆以吉野へ落云々、八月廿二日中出籠シ、吐田ニテ越智勢衆ト合戰、一揆數百人被打了、頸共南都へ上セラレ被梟也、從越智被上頸十一、奥村玄番、中市雁金屋、スガハラ、願了、カサヽギ又七、與五郎入道圓覺父子、室院の新九郎、油ウリ與七、タカマノ賢丞其外八百計、又此比江州ニモ土一揆多死云云。

前記の德政一揆より更に庶民の一揆の中々勢力あるなど戰國時代の特色をあらはせり。前記人名中に中市雁金屋、油ウリ與七など一方大名或は寺院などより特許を得、一定の場所を限られたる座商に對して場所を制限せられざる商人或は行商などが此一揆に關係せるなど頗る興味を引くものなきにあらず。

神鏡論

奥書に將軍義政と稱するものあるも信じ難し原本は元祿年間に管領佐々木氏鄕の自筆本ありしと云へば强ち極めて後世の僞書にもあらざるべし。室町時代の文學の一面は此時代を諷刺するもの多く鳥鷺合戰など擬人法を用ゐて不眞面目なる政事を痛罵するもの少なからず。此書亦神儒佛道の道學的迂遠を嘲弄し、黃金萬能論を主張する所に大なる興味あり。史料と云ふは日記文書など古典的方面にのみ重きをおく研究を補ひ裏面より當時の社會を窺ふを得べし。

最初に八宗兼學の僧侶と儒者の眞面目くさつた問答に萩原中將と道無齋とて世を世とも思はぬ通人を加へて四人の物語とし、僧侶と儒者の理窟は尤もらしけれども要するに空理にすぎず此四人は琵琶湖畔に月を賞し詩を吟じ歌をよみなど風流ぶつてあるに無風流の道無齋は『横川の月を見やり給しも金がなくてはさらにおかしくも面白もあるまじたゞ世の中は黃金にてこそ天も地も具はり侍る也萬物みなくこれがなす所にして人間第一の急務にて侍る也』黃金萬能主義を述べ更に實例をひき、神道の奥義も白銀十枚の御禮を以て其傳受を得たる人もあり、また一人の藪醫者は其藥箱を金にて飾り白銀の匕などをひらめかして名醫の譽れを得たり。或は儒者に賄賂をなして學者となりすましたるあ

り。或は金持百姓の子にして系圖を購ひて侍となる等多くの例をあげて之を證明するなど此時代の半面を巧みに描けるものなり。

當時（長享元年西暦千四百八十六年）京都に於ける豪商或は富豪の名に糸屋五郎兵衛門和泉屋與三郎袋屋の助次郎平野屋穂左衛門などあげたり。此等の富豪の名は勿論假想のものたりと雖も漫然たる虚僞のものにもあらざるべし。殊に商人の屋號など此時代に出來たりとせば商業の發達の一端を窺ふべく、殊に糸屋袋屋などは分業の進歩を知るを得べし。此等の商人に町人なる名稱を附しあるなどより推して幕府より特許を得たる座の制度は京都には此頃行はれざるに至り。其住所も所々に散在せり。其中和泉屋與三郎の如きは中京第一の金持なれども其一女は片輪なりければ東京に一町四方の屋敷をもとけ數多借屋をたて黄金百枚を其娘に與へおきければ京中の人々金に眼がくれ我嫁にせんと競爭したりなど諷刺も中々巧みなり『今の世は錢を父とし錢を子とし侍る故に人間の友はなくなり侍るなり』など著者一流の痛罵を浴せたり。當時繁盛せる都會としては京謙倉なるを半面より叙したり此時代の趨勢を敍するに萩原中將に言をかりて『後には次第〳〵に卑しき者天下國家を保ち昔より名高き家は愈々衰へ君は臣下のちりをとり親を殺し子を殺し上下の別ちなく中略よろづは人心金銀に極てこの君子といはれし日本は南蠻國のごとくに美しきもの著たるを貴み不知不識に構はず唯明てもくれても利欲の沙汰のみにて一生を暮らし侍らんは口惜しき次第なり』と南蠻國とは南支那地方を指せる如く、我倭寇の南洋地方に遠征を試むるもの多き時代なれば我貿易の結果は經濟上に影響を及ぼせる大なりとも見るべきなり。塾の圖書館に藏せる對島宗家の舊記抽谷家傳によるも室町幕府の初めより特權を得對島の宗家と並んで明と貿易せし大内氏の如きは貿易によりて得たる巨萬の富によりて幕府の信用あつく管領をも凌ぐ勢力あるなど窮乏せる幕府の有樣をのべたるに比すれば此書の記載も單に誇張せるものとも見るべからず。されども義政の奥書も頗る怪しきものなれば此書は果して長享の作なるか疑なきにあらず今暫く研究を要すべきものなれど室町時代殊に義政以後の社會の狀態に對しては眞を穿つものあるに似たり。人國記は此時代の作にして然も北條時賴の作なりと僞稱せり、義政の名をかるも恐らくは同一の手段にして信用すべき限りにあらず。或は足利氏末期のものと推量せらる節なきにあらずと雖も確證あるにあらず。暫く記して後の研究を侍つ。

妙法寺寺記

文正元年（西暦千四百六十六年）より永祿四年（千五百六十一年）に至るまで此時代の末期の記錄なり。我國の記錄は年中行事か或は合戰に關するものゝみなるに此寺記は經濟に關する記事の大部分を占めたる點に於て最も重要のものなり。物價の高低及金融の狀態を數字にてあらはせるなど頗る參考に値す。記錄の性質は日記の書纒とも云ふべくして史料價値も一等に準ずべきなり。從來史家は此記錄を以て名高き川中島合戰について唯一の正確なるものとし世俗に信ぜらるゝ甲陽軍鑑の誤謬などを指摘する材料とせり。戰爭を以て歷史と心得る幼稚なる我史學界は此有益なる書をも戰爭記と一所に葬り去るは甚遺憾なり。試みに其五六を拔萃すれば

文明五癸巳甲州大飢饉死ずること無限米百三十文壹(升)粟七十文大麥六十文

同十五年癸卯此年賣買高而世間つまること無限疫病多流行也

福德二庚戌殊の外大飢饉而其年の内に米は七十七文大豆六十粟は更になし

明應元辛亥大飢饉無申計賣買なし

同二癸丑世間富貴す賣買安し
永正元甲子大飢饉賣買米七十粟六十稗五十文
大豆六十文籾六十文
永正五戊辰此年世間富貴言語につくしかたし
一國二國ならず日本國中賣買安し
永正九壬申去年より賣買なし錢をゐる故に米
八十文小麥七十文賣也
永正十一甲戌此年賣買安し米二升五合大豆五
升粟同小豆三升稗八升賣買自在なれども
永正十癸酉當年は世間富貴すること言語不及
錢に多くゐる間賣買殊の外安し
永正十六己卯日本國飢饉して諸國及餓死也中
略米百文粟八十大豆七十籾六十五文也
此秋は作吉賣買四升大豆四升小豆三升惣而國
中富貴する
大永五乙酉賣買よけれとも錢につまること無
限
享祿二己丑此年春は賣買安し殊更大麥小麥吉

大麥五升小麥二升一盃賣申候
此冬世中十分に吉去共坂塞り候間米二升五合
大原にては三升拾文さしに賣買申候大豆五升
小豆三升五合稗は壹斗賣買代一向無御座候去
間錢渴飢(カチク)と申候
享祿三寅庚此年の春は賣買安し米三升粟六升
大豆六升小麥二升二盃
享祿四辛卯此年春人々つまること無限賣買安
米二升五合大豆二升五合小豆二升に賣買申候
也
天文去共賣買安し錢飢渴にて御座候
此秋世中十分に御座候を風吹候而三ヶ一の世
と申候去共米三升小豆四升其余は賣買何れも
安候
天文十二甲辰此年正月より買賣安し米百文に
今四升賣買申候其外物の安こと無限
天文十七戊申一切吉世間富貴なること不及言
語賣買は米五升粟一斗大豆一斗大麥一斗

天文二十四乙卯此年錢南京と云錢出來候而代
をゐること無限
弘治二丙辰此春賣買一切安し乍去世間つまる
こと不及言説錢飢渴にて御座候
永祿四辛酉年正月二日大雪降積り薪につまる
こと無料間候此年の大麥賣買五月七升也同小
麥四升十文さし賣候也。

以上拔萃したる中に錢をゐるとは選錢の義に
して人々良貨のみを選擇し世に行はるゝものは
惡貨のみ多くなるグレシヤム法の行はれ居る事
情を指せり。世間ツマルとは不景氣の謂なり。錢
渴飢とは金融の逼迫を意味するが如し。世間富
貴はツマルに對し景氣よき事を示せり。米價騰
貴の如きも當時に豐年不作など單純なる原因に
よりて之を決する能はず。穀物の收穫の如き平
年の三の分よりなきに其價平作の時と異なるな
きも不思議の感あるも當時米價の高低の如き其
原因の複雜せる者あり。選錢の事亦物價に大な
る影響を及ぼし錢飢渴なる變調など次に述ぶる
北條五代記の永樂通寶と惡質の貨幣たる鐚錢と
の關係とを合せ考ふる所は頗る面白し、元祿時
代の惡貨鑄造の如きは世人の知る所なれども妙
法寺々記以後幾何もなく秀吉死後石田三成朝鮮
征伐以後の財政を整理せんとし惡貨を鑄造して
幕府(?)の財政の困難を救濟せんとしたるなど
舊宗家所藏の抽谷家傳に見えたり。骨董的態度
を離れて我幣貨史研究の學者には江戸時代にの
み熱注して其以前に粗ならざらん事を望む。
北條五代記

此書は慶長見聞集の作者三浦道心の作なりと
稱せらる室町末期より戰國時代にかけての記錄
なり。後北條五代の治亂興亡を詳記せるものな
れど政治經濟風俗に亘りて諸種の方面を網羅せ
る點に於て出色のものなり。史料としては三等
位のものならむも社會の狀態と經濟を敍するに
當りては著者の比較的正確なる見聞によれるも

のにして物語の假空的事實多きに反し此等の事實は殊更誇張の目的なきを以て信をおくに足るもの多し。

第二卷五關東永樂錢すたる事の一條は頗る興味あり。從來史家によりて編纂されたる歷史の總てが室町時代に明との貿易によりて我國に永樂錢の輸入せられたる記事を揭げ室町幕府は財政の窮乏を救はむが爲めに明と貿易を開きたりとの說に何人も疑を挾まずと雖も果して輸入せられたる正貨は我經濟界に如何なる影響を及したるかは最も重要の問題たり。此問題を解決せずに貿易の事實のみを記するは甚物足らぬ感あり。此記によれば我國に永樂錢の輸入されし年代を應永十年(千四百三年)なりと推定し此著作の年代まで二百九年を經たりとし關東にて永樂錢と鑑錢と同價なりしが選錢として良質の貨幣則永樂錢のみを好みとりグレシヤム法の烈しく實現されて止まる所なき故に北條氏康は此兩者に法定價格を附したるに、他國にては關東と歩合を異にするより永樂錢は關東にのみ止まり鑑錢は上方に上り行はれ居たりしが家康時代に天下統一の結果貨幣の割合も一定するに困難なる事情より慶長十三年に永樂通寶の通用を禁じ遂に此貨幣は地金として鑄物師の手に落つるまで記したる著者の貨幣論は今より三百年以前のものとしては頗る要を得たるものあり。

更に慶長頃の漁業の進歩をのべ地獄網とて地曳網よりも進歩したる網を用ゐ船中に直ちに魚を取り入るゝ巧妙なるもの故忽ちにして關東の魚貝は十分の九を減じたるより江戸の鰹需用多くなりたるなどを記したる奇拔の記事もあり或は三浦三崎は外國船の貿易に來り其戶數の千餘なりと其盛なる有樣をのべ戰國時代の模範都市たる小田原を記し(卷十)

扨又松原大明神の宮のまへ通町十町ほどは毎日市立に七座の棚をかまへ與力する物手賣ふ

らうとて百の賣物に千の買物有て群集す

(中略)

町人は小屋をかけ諸國の津々浦々の名物を持來て賣買市をなす或は見世棚をかまへ唐土高麗の珍物京堺の絹布をうるもあり或は五穀監着干物をつみかさね生魚をつかねをき何にても賣買せずといふ事なし京田舍の遊女は小屋をかけをき色めきあへり。

滿濟淮后日記

鹿苑蔭涼軒日錄と相並んで足代時代の代表的日記なり。著者は醍醐寺に住せし僧侶にして室町幕府の政事上の顧問として屢々政治上の意見をのべて採用せられたるもの少なからず。室町時代の政治の顧問は鎌倉時代の顧問は京方の學者大江廣元三善康信なりし如く禪僧は之れに當れり。而して此等の禪僧の中には幕府に特別の關係ありて其勢力三管領に上るものなり。滿濟の如きも其一人にして其日記たる政治の準當局者のものと見るべくして經濟に關する事項も甚多し。前々號本誌にのせたる論文に引用せるは一部に過ぎざりしを以てこゝに殆全部をあぐる事とせり。此書近頃佛書刊行會發行書目にあり。發刊近きにあらん。

永享三年七月八日(千四百三十一年)

洛中米商が事近日以外任雅意商人等致其沙汰間被置御法。古米六升新米八升可賣之由被出了。仍辻々に立札間其日一日は如御法商買了自翌日商人悉止商買、自口に入洛商米追歸了狼籍以外間御糺明の爲米商人可召置由被仰付侍所了。商人等申旨口に米退歸儀曾不存知云云仍於亭子院陽起請ゟ被取了。大略は手共燒云々米商人之首領四人歟候。各其正因を可召置由被仰付處所司代强以無沙汰多。何樣無沙汰題目及四五ヶ條嚴密に可被仰云々。委細令存知由申了。其後參御所仰旨。米賣買事爲休諸人歎隨分御沙汰所司代得商人語條々。奸曲

以前以奉行申了。所詮所司代堅可致切諫。以下略。

米價問題に幕府が干渉し法令を以て壓制的に之を規定し履行せしめんとしたるは此時代に幾回も繰返されて悉く失敗に終りたり。之を東寺執行日記の元德元年（千三百二十九年）則凡百年前の宣旨升一斗に比すれば新古米の平均七升故に三升分だけの騰貴なり。元德の法令は凡五十前年の弘安年間の米價を標準としてそのまゝ之を通用せんとしたるも物價騰貴の趨勢は到底避くべからず以後百年に四割の騰貴したる値段を以て猶當時の商人に引き合はざりしと見えたり。弘安の役戰後の經營は北條氏を倒したる原因とするもの多きが物價高低の割合より或は其他經濟上の變調などより之を觀測せば史家の想像說を科學的に之を證明するか或は之を論破せば史學と經濟學と相俟つて互に其缺點を補ふを得べし。

永享五年五月七日（千四百三十三年）

園城寺升米關如元御免之由今日到來

此關所停止事去年三月御參宮當時佐々木大膳大夫路次御一獻申沙汰。還御以後罷上處。於被關所鷄於所望關守共惜ミ不出。剩及吸々儀問佐々木内者共驅來當座之儀無爲云々六月三日

津渡關事國々守護ニ被仰付云々。

前の關所は恐くは逢坂の關所ならむ。園城寺の升米に對して關所稅を特別に免除の議にあらざるか。關所守と近江國に鎌倉以來最も緣深き佐々木氏との喧嘩は則ち當時の關所のあるものは武力を以て之を嚴重に守りたりと推測せられざるにもあらず。大名の勢力を得るに及むで漸く關所の事に干渉せんとするなど細川氏の兵庫港に於ける我儘と比較せばてゝにも大名が關所稅に注目する萠芽はありと見るべし。六月三日の條は全國の港。河渡及關所に對し幕府より國

々の守護に命令する所ありしものにして其内容不明なれども守護と關係漸く深きものありと推量するを得べし。

應永三十四年には七月八月九月の條に、薪炭の商買につき畑の鄕民と笠取の庄民と大衝突あり。爭の原因は薪炭の商買區域に關するものにして此兩所の人民は共に薪炭商買を業とする所謂商買カタキなり。畑鄕人は日吉神社の神人たる故を以て叡山寺院の力をかり。笠取庄人の商買に赴く途中を要し。薪炭を奪取り或は之を燒捨て甚しきは傷殺などの亂暴までして之を妨げたり。幕府は遂に命じて之を和解せしめ建仁寺邊は畑鄕人等の商買區域と定め。其他の在所は笠取庄人の勢力範圍とし。京都に於ける薪炭賣買の件は畑鄕民に許されて落着したり。一定の場所に當局者の特許を得る座の研究は發表せられたるものあれども商買區域に關する特權の研究は從來發表せられたるものあるをきかず。

德政及土一揆に關しては

應永三十五年九月十八日

今曉當所地下人等、號德政蜂起、方々借書等悉責出燒之云々、凡德政事自江州沙汰者也、八月以來歟、以外次第也、此由總申遣細川右京兆方間、卽時奈良入道横尾入道以下數百騎令入寺、灌頂堂以下警固仍鄕民等不及吸々儀各退散地下悉打開了、次管領方へ申遣了、則得上意申付侍所赤松了。當職勢二百騎計、山科に陣取隨左右可入寺云々。

正長二年二月五日

丹波土揆以外蜂起之間、守護明日可遣人、仍寺社權門領等之領内ニ專此一揆在之、嚴密ニ可致其沙汰處、自方々被歎申時、被閣者不可有正體也、此由可上意

六日

宇多土一揆大將ハイ原ノト子と云者兄弟去四日打之了、仍敵方以外計會之體也。

四月二十日

土略山田神人ト地下人ト德政ノ事ニ付テ山田地下人等神人方ヘ發向、大略地下人也ハ纔三百餘人云々

永享四年九月十二日

自大乘院書狀到來、卯剋國中土一揆亂入、奈良坂嗷々此外事共也、依傳土一揆申請旨年貢等等一向免除了、證狀依宮符衆徒籌出之背本意云々珍事々々。

土一揆に關しては前に記したればこゝには のべず。たゞ此時代に全國に亘りてありしと見て大過なからん。其他此日記には經濟に關する史料甚多しと知るべし。

其他臥雲日件錄空華日工集鹿苑蔭涼軒日錄など有要のもの多けれども他日紹介せらるべき期ありと信ず。

一八二

國家觀念の要素としての主權と統治權

村田岩次郎

近世獨逸國法學の鼻祖と仰がるゝ「ゲルヾル」Gerber氏の小著「獨逸國法學提要」Grundzüge eines Systems des deütschen Staatsrechtes. 並に「オットー、メーヤル」Otto Mejer 氏の「獨逸國法學階梯」Einleitung in das deütsche Staatsrecht 等世に出でゝ以來、獨逸國法學の進歩寔に著しきものありと雖ども、今日尙、國法學上の根本問題にして充分の解決を見ざるもの一二に止まらず。國法學上何を以て國家と觀念す可きや、主權 Souveränetät 統治權 Herrschergewalt の孰れを以つて國家觀念の要素となす可きや、聯邦 Büdesstaat 並に聯邦を構成する各支分國 Gliedstaaten の法律上の性質如何等の問題の如き、尙々學者の充分の研鑽を要するものなるを信ず。

我が國に於ける國法學上の著述に就て見るに、聯邦並に支分國の法律上の性質に關する叙述は概ね省略せられあり、又之を叙するも頗る簡單又不充分なるに反し、獨逸の國法學者は其の著書の卷頭に於て右の問題に關する極めて詳細の論述を揭ぐるを例となせり。獨逸は人の知る如く聯邦組織の國家なれども、我が國は單一國家なれば、這般の問題を詳述す可き實際上の必要之無きに因る可しと雖も、國法學上の國家觀念論の如きは單一國家、複合國家を一貫するの問題にして、斯の問題を解決せんと欲せば勢ひ聯邦並に各支分國の法律上の性質に論及せざるを得ざるなり。

偖而茲に獨逸各學者の學說を一々紹介せんは本誌の餘白の到底許す所にあらず、且又必ずしも其必要あるにあらざれば、本稿に於ては獨逸國法學界に異彩を放ち然も互に反對の見解を懷抱せる獨逸の二大公法學者「フィリップ・ツォルン」Philipp Zorn 並に「パウル・ラーバンド」Paul Laband の二氏を拉し來り、其の學說を對照して以て本論に入るの地步を作らんと欲す。

〔其の一〕Philiyy Zorn氏の學說

主權こそは國家の第一又最上の標徵なれ、主權の存する所、卽ち國家の存する所にして、主權にして缺如せんか、國家は到底存在す可からざるなり。一千八百七十八年七月十三日の伯林條約に於ける所謂半主權國勃牙利、伯林條約の締結に至るまでの塞耳比亞、羅馬尼を始め第二回ピューニック役後の「カルタゴ」、一千七百九十三年露西亞との條約締結後の波蘭土等何れも均しく國家にあらざるなり。

夫れ主權は最高の權なり。既に最高の權なるが故に其上に他の優等の權力あるを許さず、若夫れ假りに斯かる場合ありたりとせんか、其の優等なる權力こそ眞の主權たるなれ、同時に又